

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 新旧対照表

(下線部は改訂箇所)

旧	新
<p>1. (省略)</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方</p> <p>(1) 体制の構築</p> <p>① 意思決定</p> <p>✓経営陣の積極的な関与による、感染拡大時等における業務継続方法や感染対策・感染予防策の基本方針、意思決定方法等の整備・構築</p> <p>② 情報収集及び情報共有</p> <p>✓感染拡大の状況、政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集、及び従業員等やその関係者の罹患状況の把握</p> <p>✓従業員等に対する業務継続方法、感染防止策及び感染者発生時等の対応の周知</p> <p>(2) 従業員等に対する啓発等</p> <p>従業員等に対し、以下の事項について啓発し、徹底を図る。</p> <p>① <u>厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の積極的な活用。</u></p> <p>② <u>身体的距離の確保(人との間隔はできるだけ2m、最低1m空ける。)</u>及び手洗い・手指の消毒の徹底。</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方</p> <p>(1) 体制の構築</p> <p>①意思決定</p> <p>経営陣の積極的な関与による、感染拡大時等における業務継続方法や感染対策・感染予防策の基本方針、意思決定方法等の整備・構築</p> <p>②情報収集及び情報共有</p> <p>㊦感染拡大の状況、政府等公的機関の発信情報、医療・感染症等の専門家の知識・助言等の収集、及び従業員等やその関係者の罹患状況の把握</p> <p>㊧従業員等に対する業務継続方法、感染防止策及び感染者発生時等の対応の周知</p> <p>(2) 従業員等に対する啓発等</p> <p>従業員等に対し、以下の事項について啓発し、徹底を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>①身体的距離の確保(人との間隔は<u>人と人が触れ合わない距離</u>を空ける。<u>ただし、長時間対面で会話をする場合等飛沫感染のリスクが高い場面では、</u></p>

- ③ 「3密」(密集、密接、密閉)の回避の徹底。
- ④ 職場内及び公共交通機関や公共施設を利用する等外出時のマスクの着用、咳エチケットの徹底。さらに車内、エレベーター等の密閉空間での会話は控えること等を徹底。
- ⑤ 外出(出勤)前の検温やウイルス感染が疑われる症状の有無の確認の徹底。発熱等の症状がある場合は外出自粛。
- ⑥ 陽性者との濃厚接触が判明した場合は自宅待機。また過去14日以内に政府から入国制限または入国後の観察期間を必要とされる国・地域等への渡航及び当該在住者との濃厚接触がある場合も自宅待機。
- ⑦ ウイルス感染が疑われる場合は、速やかに保健所や医療機関に相談の上、医療機関を受診。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者について、職場内で差別されることなく円滑に職場復帰できるよう、啓発等の徹底。

(3) 職場(営業店等)における感染防止策

職場(営業店等)においては、上記(2)の啓発等を徹底した上で、それぞれの職場の特性を踏まえた以下の防止策を講じるものとする。

- ① 感染リスクが高まる「5つの場面」や接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた、業種別のリスク評価及び感染防止策の実践

変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路

必要な距離の確保又はパーティションの設置を行う)及び手洗い・手指の消毒の徹底。

- ② 「3密」(密集、密接、密閉)の回避の徹底。
- ③ 職場内及び公共交通機関や公共施設を利用する等外出時のマスクの着用
(ただし、人との距離を十分に確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すことができる。<参考資料1参照>)、咳エチケットの徹底。さらに車内、エレベーター等の密閉空間での会話は控えること等を徹底。
- ④ 外出(出勤)前の検温やウイルス感染が疑われる症状の有無の確認の徹底。発熱等の症状がある場合は外出自粛。
- ⑤ 保健所により濃厚接触者と判断された場合は自宅待機。
- ⑥ ウイルス感染が疑われる場合は、速やかに保健所や医療機関に相談の上、医療機関を受診。ただし、抗原簡易キットによる自主検査で陽性の場合や症状が軽い場合は、健康フォローアップセンターに相談。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員等やその関係者について、職場内で差別されることなく円滑に職場復帰できるよう、啓発等の徹底。

(3) 職場(営業店等)における感染防止策

職場(営業店等)においては、上記(2)の啓発等を徹底した上で、それぞれの職場の特性を踏まえた以下の防止策を講じるものとする。

- ① 感染リスクが高まる「5つの場面」<参考資料2参照>や接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた、業種別のリスク評価及び感染防止策の実践

変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路

に応じた感染防止策を講じる。

具体的には、オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避ける。やむを得ない場合には、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫をする。

✓特に、感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

具体的には、飲酒の影響で気分が高揚すると大きな声になりやすく、感染リスクが高まるので注意する。

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には、大人数(例えば5人以上)や長時間におよぶ飲食は、短時間や少人数の食事に比べて感染リスクが高まるので注意する。

(場面3) マスクなしでの会話

具体的には、マスク会食の徹底や移動の車中でもマスクを着用する。

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、寮などの狭い空間での共同生活は換気や消毒を徹底する。

(場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、休憩時間などで休憩室、喫煙所などへの居場所の切り替わり時には特に注意をする。

✓三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避ける

に応じた感染防止策を講じる。

具体的には、オフィス、休憩室等はもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避ける。やむを得ない場合には、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫をする。

①特に、感染リスクが高まる「5つの場面」<参考資料2 参照>の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

具体的には、飲酒の影響で気分が高揚すると大きな声になりやすく、感染リスクが高まるので注意する。

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には、大人数(例えば5人以上)や長時間におよぶ飲食は、短時間や少人数の食事に比べて感染リスクが高まるので注意する。

(場面3) マスクなしでの会話

具体的には、マスク会食の徹底や移動の車中でもマスクを着用する。

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、寮などの狭い空間での共同生活は換気や消毒を徹底する。

(場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、休憩時間などで休憩室、喫煙所などへの居場所の切り替わり時には特に注意をする。

①三密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよ

よう日頃から徹底する。

② 正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底

✓変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。

✓マスクを持参していない顧客や従業員に対しては、マスクを配布等の措置を講じる。

✓十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。なお、正しいマスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照のこと。

(追加)

③ 大声を出さないことの徹底

✓変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。

✓職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

④ こまめな手洗・手指消毒の徹底

✓変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。

⑤ 消毒の徹底

✓施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルス

う日頃から徹底する。

②正しいマスク着用及び咳エチケットの徹底

ア変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。

イマスクを持参していない顧客や従業員に対しては、マスクを配布等の措置を講じる。

ウ十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。なお、正しいマスクの着用法については、例えば厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症について」内「マスクの着用について」の「正しいマスクの付け方」を参照のこと。

エ病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。

③大声を出さないことの徹底

ア変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行う。

イ職場の室内等でマスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

④手洗・手指消毒の徹底

変異株の拡大も踏まえ、石けんと流水による手洗いを徹底し、また、手洗い場はもとより、入口及び施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。

⑤消毒の徹底

施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルス

が付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。

⑥ 換気徹底による密閉回避・保湿

✓変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。

✓乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。

(追加)

✓また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

✓HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

(追加)

が付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等）の定期的な消毒を徹底する。

⑥ 換気徹底による密閉回避・保湿

㊦変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した換気を徹底する。

㊧機械換気による常時換気を行う場合、定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等を実施する。

㊨機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う（2方向の窓を開けるなど外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する）。なお、室内環境は、温度 18℃～28℃、相対湿度 40%～70%が望ましい。

㊩必要な換気量（一人当たり換気量 30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm（あくまでも目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要）以下に維持する。必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。

㊪必要な換気量を確保できない場合、HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、換気を徹底する。

㊫十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果

(追加)

(追加)

⑦ 密集の回避

- ✓人が滞留しないようキャパシティに応じた人数制限、動線を確認する。
- ✓休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じ制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。
- ✓車輦内部や共同生活空間でも正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図る。

⑧ 身体的距離確保による密接回避

- ✓人との間隔は、できる限り 2 m を目安に最低 1 m空ける。
- ✓(整列をさせる場合には) 列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す。

的に削減する。

⑤空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を 1 m 程度以上確保できる場合は、3 方向を塞がないようにする。

⑥その他、「感染拡大防止のための効果的な換気について(抜粋)」(2022 年 7 月 14 日新型コロナウイルス感染症対策分科会) <参考資料 3 参照> を参考に適切な換気を行う。

⑦密集の回避

- ㊦人が滞留しないようキャパシティに応じた人数制限、動線を確認する。
- ①休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じ制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。
- ㊧車輦内部や共同生活空間でも正しいマスクの常時着用 (ただし、人との距離を十分に確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すことができる。 <参考資料 1 参照>)、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図る。

⑧身体的距離確保による密接回避

- ㊦人との間隔は、人と人が触れ合わない距離を空ける。ただし、長時間対面で会話をする場合等飛沫感染のリスクが高い場面では、必要な距離の確保又はパーティションの設置を行う。
- ①整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との十分な間隔を空けた整列を促す。

⑨ 飲食の制限

- ✓ 食事中以外のマスク着用を徹底する。
- ✓ 椅子を間引くこと等、人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ✓ 顔の正面からできる限り 2m を目安に最低 1m 距離を確保することを含め、真正面の配置を避ける。
- ✓ テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。

✓ 人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

⑩ 講演会・イベント等の主催

- ✓ 講演会・イベント等を主催する際は、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性、規模、感染者発生時の対応等を十分に検討する。なお、参加人数や収容率等についての各都道府県の要請に従うこと。
- ✓ 講演会・イベント等の開催時には、参加者への検温を行い、健康状態、海外渡航歴を確認し、有症状者の参加を着実に防止する具体的な措置を講じる（検温等を行い症状がある場合にはイベントへの参加を断る旨を事前周知する、払い戻しルールを規定する等）。
- ✓ 感染者が発生した場合の情報共有・連絡体制を構築する（主催者、保健所、参加者、事務局、その他関係機関への報告のための専用窓口を設置する等）。
- ✓ 来場者の氏名及び連絡先を把握する。
- ✓ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に来場者等に周知する。
- ✓ 接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「スマートフォンの電源を on にしたうえで Bluetooth を有効にする」ことを推奨する。
- ✓ 利用者の QR コード読取を奨励し、その旨を事前に来場者等に周知す

⑨ 飲食の制限

- ㊦ 食事中以外のマスク着用を徹底する。
- ㊧ 真正面の配置を避け、人と人との十分な間隔を空けて座席配置をする。
- ㊨ 十分な座席間隔が確保できないときは、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する。

㊩ 人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

⑩ 講演会・イベント等の主催

- ㊦ 講演会・イベント等を主催する際は、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性、規模、感染者発生時の対応等を十分に検討する。なお、参加人数や収容率等についての各都道府県の要請に従うこと。
- ㊧ 講演会・イベント等の開催時には、参加者への検温を行い、健康状態を確認し、有症状者の参加を着実に防止する具体的な措置を講じる（検温等を行い症状がある場合にはイベントへの参加を断る旨を事前周知する、払い戻しルールを規定する等）。
- ㊨ 感染者が発生した場合の情報共有・連絡体制を構築する（主催者、保健所、参加者、事務局、その他関係機関への報告のための専用窓口を設置する等）。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

る。

⑪ 従業員の行動管理・検査の更なる活用と徹底

✓ 従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。

✓ 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。

✓ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

✓ 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。

・ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。(⑪へ移動)

・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。

(⑪へ移動)

・ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。

・ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。

・ (新設)

✓ 抗原簡易キットの購入にあたっては、

・ 連携医療機関を定めること

⑪ 従業員の行動管理

㊦ 従業員に平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。

㊧ 「感染リスクが高まる「5つの場面」」<参考資料2参照>等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。

㊨ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

㊩ 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。

㊪ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。

⑫ 職場における検査の活用

出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。

㊫ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、健康フォローアップセンターに連絡し、自宅待機させる。

㊬ 重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること。

㊭ 抗原簡易キットでの検査にあたっては、

・ (削除)

・ 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること

・ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。

✓ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

✓ 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

✓ ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。(⑬へ移動)

⑫ 対面時の接触回避

✓ 人と人が対面する場所(対面のカウンターなど)では、アクリル板や透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。

(注) 透明ビニールカーテン等に使用するシートについては、消防庁からポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製の比較的燃えにくい素材を用いるよう注意喚起がなされていることに留

・ 検査を管理する従業員を定めて、その管理下での自己検体採取をすること

・ 国が承認した抗原簡易キットを用い、正しい手順で実施すること

※「新型コロナウイルス感染症の一般用抗原検査キット(OTC)の承認情報」厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html

※「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(2022年10月19日厚生労働省・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>

⑤寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を検討する。

⑬ ワクチン接種

ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

⑭ 対面時の接触回避

①長時間人と人が対面する場所(対面のカウンターなど)では、三密の回避と身体的距離を確保(またはパーティションの設置)するほか、マスク着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図るものとする。

(削除)

意。なお、防災製品と認定された製品等には、(公財)日本防災協会の防災製品ラベルが貼付されている。

- ✓ 接触防止の観点から、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。
- ✓ 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- ✓ オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進する。

⑬ 遠隔での業務の推進

- ✓ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に推進する。
- ✓ テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で可能な範囲で公表する。
- ✓ 遠隔地との会議については、必要に応じオンラインでの実施等を検討する。

⑭ 共用部での対策徹底

- ✓ 休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。
 - ・ (食事、喫煙を含む) 休憩・休息の際はできるだけ 2m を目安に最低 1m 正面から 距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。

- ① 接触防止の観点から、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。

- ② 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。

- ③ オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進する。

⑮ 遠隔での業務の推進

- ① テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に推進する。
- ② テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で可能な範囲で公表する。
- ③ 遠隔地との会議については、必要に応じオンラインでの実施等を検討する。

⑯ 共用部での対策徹底

- ① 休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。
 - ・ 休憩・休息の際はできるだけ 人と人が触れ合わない 距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
 - ・ 飲食する場合は、正面の配置を避け、十分な座席間隔を確保するか、確保できないときはテーブル上に区切りのパーティション（アクリ

- ・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・休憩スペースは常時換気する。
- ・共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒をする。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ・入退室前後の手洗いを徹底する。

✓車輛での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。

✓トイレでは、手洗いを徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。

※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナン
スや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適
切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合に
は、使用を可とする。

✓ごみ捨ての際は下記の点に注意する。

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用する。

- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。

⑮ 従業員等の健康状態等の配慮

✓男女雇用機会均等法に基づく指針（令和 2 年 5 月 7 日改正「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」）に定める妊娠中の女性労働者への対応のほか持病のある者など、従業員等の健康状態等に応じた十分な配慮を図る。

ル板等）を設置する。

- ・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
- ・休憩スペースは常時換気する。
- ・共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒をする。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ・入退室前後の手洗いを徹底する。

①車輛での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。

②トイレでは、手洗いを徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。

(削除)

⑤ごみ捨ての際は下記の点に注意する。

- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクを着用し、事後に必ず石けんと流水で手を洗う。

⑰ 従業員等の健康状態等の配慮

男女雇用機会均等法に基づく指針（令和 2 年 5 月 7 日改正「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」）に定める妊娠中の女性労働者への対応のほか持病のある者など、従業員等の健康状態等に応じた十分な配慮を図る。

(4) 感染者発生時等の対応

従業員等の罹患が判明した場合には、次の対応を行う。

- ① 保健所、医療機関及び登録行政庁等関係機関（当協会を含む）に対して速やかに報告するとともに、その指示に基づき適切に対応する。
- ② 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒するほか、感染者と濃厚接触した従業員等を自宅待機させる。
- ③ 更なる感染拡大防止等の観点から必要な公表を行う。但し、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。

3. 業務上の対応について

(1) お客さまへの周知等

- ① 上記2. (3) 及び (4) の職場（営業店等）における感染防止策を講じた場合は、必要に応じてその内容をホームページ掲載、店頭への掲示等によりお客さまへ周知する。
- ② コールセンター等においては、ローテーション勤務等でオペレーターの減少により電話がつながりにくくなることがあり、こうした場合、適時適切なお客さま対応が困難となる恐れもあることから、音声によりその旨案内するほか、ホームページ等において周知する。なお、お客さまからの問合せ等について、メール等による対応も検討する。

(2) 当局からの要請等への対応

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応等については、令和2年1月30日に政府対策本部が設置されて以降、当局から種々の要請等があり、当協会においても都度、ホームページ掲載により周知してきたところであ

(4) 感染者発生時等の対応

従業員等の罹患が判明した場合には、次の対応を行う。

- ①保健所、医療機関の指示に基づき適切に対応する。また、クラスター発生等により、業務に支障が出る場合には登録行政庁等関係機関（当協会を含む）に対しても報告する。
- ②感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒するほか、保健所により濃厚接触者が特定された場合は当該従業員等を自宅待機させる。
- ③更なる感染拡大防止等の観点から必要な公表を行う。但し、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。

3. 業務上の対応について

(1) お客さまへの周知等

- ① 上記2. (3) 及び (4) の職場（営業店等）における感染防止策を講じた場合は、必要に応じてその内容をホームページ掲載、店頭への掲示等によりお客さまへ周知する。
- ② コールセンター等においては、ローテーション勤務等でオペレーターの減少により電話がつながりにくくなることがあり、こうした場合、適時適切なお客さま対応が困難となる恐れもあることから、音声によりその旨案内するほか、ホームページ等において周知する。なお、お客さまからの問合せ等について、メール等による対応も検討する。

(2) 当局からの要請等への対応

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応等については、令和2年1月30日に政府対策本部が設置されて以降、当局から種々の要請等があり、当協会においても都度、ホームページ掲載により周知してきたところであ

る。

各協会員におかれては、これらの要請等に真摯に対応していただくよう、改めてお願いするとともに、今後とも同様の要請に対して、遺漏のないよう対応願います。

(3) その他

各協会員におかれては、上記2. 及び3. の内容のほか、

- ・別添参考資料1 （「新しい生活様式」の実践例）
- ・同2 （新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る基本的な考え方及び留意点等）
- ・同3 （寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント）
- ・同4 （3つの密を避けるための手引き！）
- ・同5 （感染リスクが高まる「5つの場面」(2へ移動)
- ・同6 （人との接触を8割減らす、10のポイント）

も踏まえ、今後とも各社（者）の実情に応じた効果的な新型コロナウイルスの感染症対策を実践していただきたい。

また、ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策を徹底していただきたい。

以 上

（参考資料1）（「新しい生活様式」の実践例）

（参考資料2）（新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る基本的な考え方及び留意点等）

（参考資料3）（寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント）

（参考資料4）（3つの密を避けるための手引き！）

（参考資料5）（感染リスクが高まる「5つの場面」(2へ移動)

る。

各協会員におかれては、これらの要請等に真摯に対応していただくよう、改めてお願いするとともに、今後とも同様の要請に対して、遺漏のないよう対応願います。

(3) その他

各協会員におかれては、上記2. 及び3. の内容のほか、

- ・別添参考資料1 （「感染防止策について」内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」から抜粋）
- ・同2 （感染リスクが高まる「5つの場面」）
- ・同3 （「感染拡大防止のための効果的な換気について(抜粋)」）
- ・同4 （削除）
- ・同5 （削除）
- ・同6 （削除）

も踏まえ、今後とも各社（者）の実情に応じた効果的な新型コロナウイルスの感染症対策を実践していただきたい。

また、ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策を徹底していただきたい。

以 上

（参考資料1）（「感染拡大防止のための効果的な換気について」）

（参考資料2）（感染リスクが高まる「5つの場面」）

（参考資料3）（「感染防止策について」内閣官房「基本的対処方針に基づく対応」から抜粋）

（参考資料4）（削除）

（参考資料5）（削除）

(参考資料6) (人との接触を8割減らす、10のポイント)

(参考資料6) (削除)